

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日のときは、  
翌日の翌日)

## 目次

- ◇告 示 保険医療機関の指定  
昭和五十年産米穀の政府に売り渡すべき時期の決定  
臨時種畜検査の実施  
種畜証明書の交付  
牛のヨーネ病検査の実施  
解除予定の保安林(二件)  
土地改良区の定款の変更の認可
- ◇地労委告示 地方労働委員会あつせん員候補者の委嘱及び解任
- ◇公 告 農業改良普及員資格試験等の実施
- ◇正 誤 昭和五十年五月鳥取県告示第四百六十四号中訂正

## 告 示

鳥取県告示第五百九十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に

基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険業局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。  
昭和五十年七月八日  
鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
国立鳥取療養所	鳥取市三津八七六	昭和五十年七月一日
鳥取県鳥取保健所	鳥取市二階町四丁目二〇一	"
鳥取市立病院	鳥取市幸町七一	"
国立養療所 鳥取病院	岩美郡国府町奥谷	"
鳥取県郡家保健所	八頭郡郡家町郡家	"
国民健康保険 智頭病院	"、智頭町大字智頭 一八七五	"
鳥取県浜村保健所	気高郡気高町大字八幡	"
太田原 医院	気高郡気高町宝木八二七一五	"
医療法人仁厚会 倉吉病院	倉吉市山根四三	"
菽内 医院	境港市外江町三五四七	"
池 淵 医院	境港市栄町八八	七月十二日

国立三朝温泉病院	東伯郡三朝町大字山田六九〇	七月一日
岡山大学医学部附 属病院三朝分院	東伯郡三朝町大字山田八二七	"
佐々木 医院	西伯郡中山町田中六四六の一	"
鳥取県根雨保健所	日野郡日野町根雨	"
足立齒科 医院	境港市明治町八	"
岡本齒科 医院	東伯郡東伯町浦安字下中坪 一〇二二一	七月六日
船木齒科診療所	西伯郡名和町御来屋九三一	七月一日

鳥取県告示第五百九十一号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三三号)第三条第一項の規定に基づき、昭和五十年産米穀の政府に売り渡すべき時期を昭和五十一年五月三十一日までと定めたので、同規則同条第三項の規定により告示する。

昭和五十年七月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

種番証明 書番号 名 前 品 種 生 年 月 日 産 地 血 統 級 別 飼養者の住所又は所在地及び氏名又は名称

第一号 福 氣 高 " " 四二・二二・一〇 岩美郡岩美町 第二気高 " " みのり二 " "

昭五十鳥取県 第一号 裕 星 黒毛和種 四二・八・二二 日野郡日南町 裕 豊 あおば 一級 鳥取市国安 鳥取分場

鳥取県告示第五百九十二号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十六号)第二条第二項の規定により告示する。

昭和五十年七月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

検査期日	検査場 所	家畜の種類
第一次 七月二十八日 午前十時から	日野郡江府町江尾 江尾家畜市場	肉用牛
第二次 七月三十一日 午前十時から		

鳥取県告示第五百九十三号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八条第一項の規定に基づき、同法第四条第一項本文の種畜証明書を次のとおり交付した旨の通報があつたので、同法第八条第二項の規定により告示する。

昭和五十年七月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第一七号	第一六号	第一五号	第一四号	第一三号	第一二号	第一一号	第一〇号	第九号	第八号	第七号	第六号	第五号	第四号	第三号
森 気 高	吉 政	山 定	山 国	鳥 金	寺 本	時 芳	第2福栄	谷 口	大 喜	カドア シンボル パイン	パイナル グアツプル テキサル	ローザフ テキサル・ パイン	東 高	北 気 高
"	"	"	"	"	"	"	"	"	黒毛和種	"	"	ホルスタ イ	"	"
四八・一二・二	四八・七・一五	四九・一・八	四九・一・一一	四九・一・一七	四九・二・二〇	四九・二・二三	四九・三・二二	四九・四・五	四九・五・一〇	四八・一・二〇	四五・九・二七	四三・一一・二二	四六・一二・七	四五・七・二七
岩美郡岩美町	青谷町	気高郡気高町	岩美郡岩美町	鳥取市	船岡町	用瀬町	智頭町	河原町	八頭郡船岡町	"	"	東伯郡赤碕町	八東町	八頭郡智頭町
"	"	気 高	"	"	北 気 高	"	気 高	北 気 高	気 高	ホワイ チンボル	アツグル ハイブ ンラ グ リム	ローザフ サイテイ ーシ ョ ン	"	気 高
か つ	第3たから	ふ く	わたくに	ふくまる	て つ じ	ときこよし	ふ く え	や か み	第3ゆきよし	ホワイ トパー チ	ロナベ リー テキサ ルデー ジー	ロナベ リー テキサ ルデー ジー	す み	第六きたお
"	"	"	"	級外	一級	"	"	"	"	級外	"	二級	"	"
鳥田昭男	谷口喜代治	八頭郡用瀬町 一本正一	岩美郡岩美町 田村重郎	津若桜町 嘉一	北尾武幸	有沢雄太郎	八頭郡智頭町 本静隆	岩美郡岩美町 田村重郎	八頭郡船岡町 直光	"	"	"	"	"

第三号	第三号	第三号	第二十九号	第二十八号	第二十七号	第二十六号	第二十五号	第二十四号	第二十三号	第二十二号	第二十一号	第二十号	第十九号	第十八号
第四桑光	初光	伯豊	気高富士	裕徳	中島	富士気高	高栄	山根	花山	山喜	第5松山	昭司	松田	西保
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
四二・三・二五	四二・六・一〇	四六・七・二〇	四七・一一・二六	四七・一二・一〇	四八・二・二五	四八・四・一〇	四八・六・二〇	四九・三・一七	四八・八・五	四八・一二・二五	四八・一二・二〇	四八・五・二	四九・五・六	四八・五・五
岡山県日笠三	江府町	日野郡日南町裕	郡家町福気高	智頭町裕	八東町北気高	八頭郡智頭町気高	西伯郡西伯町南	倉吉市伯	東伯郡東伯町花郷	八頭郡八東町気高	西伯郡淀江町栄高	花郷	伯	八頭郡用瀬町
第二はなみつ	たから第二	すぎ一	よしひさ	ふみこ	しげこ	333 ぶじた	第五たみ	第3まつした	はつかど二	きよはる	第二たかし	さか	またたに	まさみ
二級	一級	"	"	二級	級外	"	二級	"	"	級外	一級	"	"	"
齊尾東伯町晃	東伯郡赤碓町二	北野	上吉川	松井別所	上吉川	上吉川	今在家	倉吉市上吉川	東伯郡東伯町	上吉川	倉吉市大正町	東伯郡東伯町	倉吉市三明寺	鳥取市倭文
晃	二	雄	博	雄	博	博	明	博	晃	博	覚	晃	収	徳

第三三〇号	春 霜	"	三九・四・六	日野郡溝口町	第三十三東豊	かわまつ	一級	赤碓町
第三四号	野 雪 六	"	四一・二・一六	東伯郡赤碓町	野村十一	あさゆき	"	鳥取種畜牧場
第三五号	福 光	"	四三・八・一六	西伯郡岸本町	第六吉花	ひさばやし	"	
第三六号	富士寿恵 6	"	四四・五・一	岡山県 新 愛	ふじすえ	ふじすえ	二級	
第三七号	豊 田	"	四五・二・二五	広島県 第十一桑垣内	第七かきざこ		"	
第三八号	俣 馬	"	四七・二・三	兵庫 城 麻	あいこ		"	
第三九号	ポンドハイブ ラグアツプル クルセダー	ホルスタ イン種	四〇・九・一三	カナダ	グレイビュー クリス・クロス	プツチーニ メーエダ	一級	鳥取県種畜場
第四〇号	ポンドハイブ アツプルシュー プリーム	"	四一・三・一六	"	ソソリリー テキサル シュープリーム	ポンドハイブ センチュリアン エスパーク	"	
第四一號	ダイアモンド ジエー アイバン ホープレエ ミネント	"	四三・四・二四	アメリカ	オスボン デール アイ・バン ホル	ラベーカー ダステイ ポーター ティア	二級	
第四二号	ローマン デール ス	"	四四・九・一九	カナダ	ソニマ ローヤル プリンス	ローマン デール マキシム	"	
第四三号	ワンダー チャーマー コイワイ	"	四二・一・一六	岩手 県	ロイブ ロット クチャー マー	第2ワン ダー	"	
第四四号	パイン ラグアツ プル パーク クリス クロス	"	四六・二・一六	東伯郡赤碓町	ポンド ハイブ ラグアツ プル クルセ ダー	オーク ランド マダム ジヨイ	"	
第四五号	ロイブ ルツク チャー ジャー	"	四七・九・二六	カナダ	ロイブ ルツク スター ライト	ロイブ ルツク リー ン	"	
第四六号	パイン プリ ンス クル セダー	"	四八・六・九	東伯郡赤碓町	ロー マン デール ス ロー ヤル プリ ンス	ポンド ラグ アツ プ ル ダー ク ネ ス	級外	
第四七号	第五 大山	黒毛和種	四七・三・一	米子 市	気 高	かじはな	一級	西伯郡大山町 典



第七七号	第七六号	第七五号	第七四号	第七三号	第七二号	第七一号	第七〇号	第六九号	第六八号	第六七号	第六六号	第六五号	第六四号	第六三号
富士	新高	栄峰	裕吉	清豊	栄高	高栄	昭栄1	第二政光	第3船吉	第2治幸	第五昭栄	竹高	第2南高	南高
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	黒毛和種
四八・二一・一〇	四八・一・二五	四八・五・一〇	四五・一一・一五	四六・一二・三	四六・三・一	四九・一・一五	四三・一・二六	四五・四・一	四八・三・一九	四八・六・二〇	四六・八・一〇	四八・一一・一五	四七・一二・二五	四四・三・一四
"	西伯郡西伯町	"	江府町	日野郡日南町	米子市	西伯郡岸本町	日野郡日南町	会見町	西伯郡西伯町	米子市	西伯郡西伯町	"	西伯郡会見町	岩美郡岩美町
南高	気高	第三卯月	"	裕豊	"	気高	吉光	政光	第二政光	"	昭栄1	"	南高	気高
ふくだなかの	第二やよい	さつき	おおか二	きよひめ一	かじはな	たかしま	しようえい	たかひめ三	ふなよし2	第3もりた	ふなよし	ゆうりよう	ゆたか	第四うのこへい
級外	"	"	"	"	二級	級外	"	"	一級	級外	2級	級外	二級	一級
高平清孝	山崎日南町一	川上清	長尾江府町史	日野郡溝口町清水保五郎	加川岸本町潔	"	"	"	"	"	安部貞紀	"	"	西伯郡西伯町田官一

第七八号	大 洋	四八・一・二	いなづま	二級	松	日野町 美
第七九号	裕 豊	三七・六・八	第三うづき	一級	大 下	勅雄
第八〇号	第8裕豊	四九・五・二	西伯郡岸本町 裕 豊	ま え た	級外	〃

鳥取県告示第五百九十四号

家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、次の要領により、牛のヨーネ病検査を実施するので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和五十年七月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 実施の目的  
ヨーネ病予防のため
- 二 実施する区域  
東位郡大栄町大字妻波のうち通称比山地区
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
牛
- 四 実施の期日  
昭和五十年七月十四日から同月十七日まで
- 五 検査の方法  
ヨーニン皮内反応

鳥取県告示第五百九十五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十年七月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所  
東伯郡三朝町大字福本字家ノ向一三四の五から一三四の八まで、一三五、一三七の五、一三七の六、一三八の三、一三九の四、一三九の五、一四〇の二、一四一の五、一四一の六、一四三の四、字鉄山屋敷一四二、字家ノ後一四八の八、一五五（次の図に示す部分に限る。）
  - 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - 三 解除の理由  
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その関係図面を鳥取県農林部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）



鳥取県告示第五百九十六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十年七月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字中津字中津（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その関係図面を鳥取県農林部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に

一 委嘱

氏 名	鹿島 繁雄	生年月日	昭二六三三	住 所	倉吉市米田町二〇四	職	全日本労働総同盟鳥取地方同盟書記長 明治機械制作所労働組合副執行委員長	業		電 話 番 号	(地方同盟) (倉吉)六一五〇 会 社 (倉吉)二三三三	経 験 及 び 閲 歴	全日本労働総同盟鳥取地方同盟 中部地区同盟議長
-----	-------	------	-------	-----	-----------	---	--	---	--	---------	---------------------------------------	-------------	----------------------------

二 解任  
亀井幸義

に基づき、大栄町土地改良区の定款の変更を昭和五十年七月二日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十年七月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第三号

鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者を昭和五十年六月二十六日委嘱し、及び解任したので、労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年七月八日

鳥取県地方労働委員会会長 下 田 三子夫

公 告

鳥取県改良普及員資格試験条例（昭和27年12月鳥取県条例第59号。以下「条例」という。）第2条の規定に基づき、農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験を次のとおり実施する。

昭和50年7月8日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 1 試験期日  
昭和50年10月22日から10月24日まで
- 2 試験場所  
鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂
- 3 受験資格  
条例第4条及び第5条による。
- 4 試験方法  
条例第3条による。
- 5 受験願書の受付期間  
昭和50年8月11日から9月10日まで（郵送の場合は、9月10日までの消印のあるものは有効とする。）
- 6 受験願書等の提出先  
鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県農林部農業改良課
- 7 その他  
試験について不明の点は、鳥取県農林部農業改良課に照会すること。

正 誤

昭和五十年五月鳥取県告示第四百六十四号（健康保険法等による看護料の支給基準について）中次の箇所にて誤りがあったので、訂正する。

頁 段 誤 正

二 上 二、二六〇円

二 六二〇円